

## 仕 様 書

里塚斎場庭園等管理業務の内容及びその範囲等は、契約の内容によるほか、この仕様書に定める。

### 1 履行期間

契約の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### 2 履行場所

- (1) 名 称 札幌市里塚斎場  
(2) 所在地 札幌市清田区里塚 506 番地

### 3 業務内容

- (1) 芝刈り 年 3 回実施する。対象箇所、面積は表 1 のとおり。  
(2) 除 草 年 3 回実施する。対象箇所、面積は表 1 のとおり。  
(3) 清 掃 年 2 回実施する。対象箇所、面積は表 1 のとおり。  
着手時はごみの拾い集め及び掃き清掃を行う。  
降雪前はごみの拾い集め及び落葉の清掃を行う。  
(4) 冬囲い 別紙 1 に示す樹木に対して冬囲いを行う。また融雪時にはこれを撤去すること。  
(5) 剪 定 別紙 1 に示す樹木のうち、令和 3 年度においては、「北側樹木一覧」「東側供養塚樹木一覧」欄に記載する樹木に対して剪定作業を行う。

【表 1】

| 場 所 等 |            | 芝刈り                  | 除草 | 清掃 |
|-------|------------|----------------------|----|----|
| 北側    | 北側面積合計     | 2,438 m <sup>2</sup> |    |    |
|       | ①火葬棟側緑地帯   | 1,360 m <sup>2</sup> | ○  | ○  |
|       | ②お帰り口裏側緑地帯 | 531 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |
|       | ③待合棟側緑地帯   | 547 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |
| 南側    | 南側面積合計     | 1,826 m <sup>2</sup> |    |    |
|       | ①待合棟側緑地帯   | 882 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |
|       | ②中庭南側      | 654 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |
|       | ③火葬棟側緑地帯   | 290 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |
| 東側    | 東側面積合計     | 1,504 m <sup>2</sup> |    |    |
|       | ①ロータリー部    | 226 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |
|       | ②駐車場東側緑地帯  | 864 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |
|       | ③お客様駐車場外周部 | 414 m <sup>2</sup>   | ○  | ○  |

|           |                                   |   |                    |                      |   |
|-----------|-----------------------------------|---|--------------------|----------------------|---|
| 西側        | 西側面積合計<br>①緑地帯                    | 1,708 m <sup>2</sup><br>1,708 m <sup>2</sup>  | ○                  |                      | ○ |
| 中庭        | 中庭面積合計<br>①張芝部<br>②張芝部以外          | 723 m <sup>2</sup><br>260 m <sup>2</sup><br>463 m <sup>2</sup>                        | ○                  | ○                    | ○ |
| 西側<br>供養塚 | 西側供養塚面積合計<br>①石碑部<br>②通路部         | 111 m <sup>2</sup><br>40 m <sup>2</sup><br>71 m <sup>2</sup>                          |                    | ○                    | ○ |
| 東側<br>供養塚 | 東側供養塚面積合計<br>①石碑部<br>②通路部<br>③張芝部 | 1,180 m <sup>2</sup><br>3 m <sup>2</sup><br>36 m <sup>2</sup><br>1,141 m <sup>2</sup> | ○                  | ○                    | ○ |
| 面 積 合計    |                                   | 8,877 m <sup>2</sup>  | 570 m <sup>2</sup> | 8,984 m <sup>2</sup> |   |

#### 4 事故の防止

受託者は、事故の防止に十分留意すること。また、委託者及び第三者に損害を与えた場合は、速やかに委託者に報告を行うと共に、その事故に対する一切の責任を負うこと。

#### 5 監督者及び監督代行者

受託者は、本業務の遂行を指揮監督するための監督者を定め、監督者が不在又は事故があった時の補助者として監督代行者を選任したうえで、委託者に書面により通知すること。

#### 6 業務報告

受託者は、一月毎の業務を完了した時は、業務日誌を提出し、業務内容について委託者の検査を受けること。なお、検査に不合格の場合は、委託者が指示する方法により再度作業等を実施しなければならない。

また、委託料の支払については、冬圃い作業完了後に着手時からの完了業務分経費を支払い、冬圃い撤去後に当該撤去費用分の経費を支払うものとする。

#### 7 その他

- (1) 札幌市の環境マネジメントシステムを遵守し、節電、節水、ごみの減量、リサイクルの推進等、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 業務の遂行に関し、本仕様書等に定めのないとき、又は疑義が生じたときは、委託者及び受託者において、誠意をもって協議するものとする。